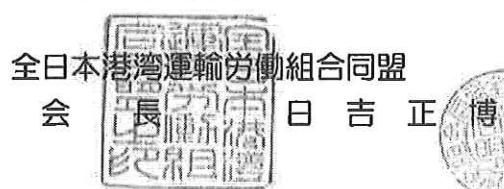
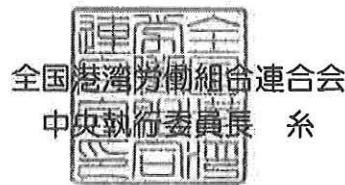


2020年4月20日
全国港湾19発第86号
港運同盟発20—第15号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



新型コロナウイルス感染拡大/「緊急事態」への対応に関する要求

政府が「緊急事態宣言」を発出して以降も、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が止まっています。周知のとおり、政府感染対策本部は港湾運送事業を「社会の安定の維持の観点から…不可欠なサービスを提供する」事業者として、その事業の継続を要請しています。これをふまえ、国交省港湾経済課長名で、「港湾運送に従事する方々の感染を防ぎつつ、…必要な物流を安定的に確保するため」に、法規制の柔軟な適用の周知を含め、円滑な港湾運営を私たち港運労使に要請しています。

私たちは、すでに4月3日に貴職に対して緊急申入れを行い、4月9日の協議(折衝)において、可能などろから具体的な対策を講じていくことを申し合わせています。いま重要なことは、港湾労働者の安全を第一に、港湾運送の社会的責務を果たすことであり、そのために、港運労使でやるべきこと、港湾労使が一致して政府に要請すべきことを整理し、早急に具体策を講じることと考えています。

については、下記の申し入れを行いますので、具体的な協議を行い、実施することを要求します。

記

1. 日港協として次の対策について、加盟店社に周知徹底すること

(1) 港湾労働者の安全対策について

- ① 企業(事業所)内において、手洗い・うがい・検温の励行を推進し、港湾労働者の体温管理を行うため、就労前後に検温チェック等を行うこと。

- ② 就労、通・退勤時に不可欠なマスクを確保し、配布すること。
- ③ 朝礼・夕礼・休憩・昼(夕)食の際は、密閉・密着を避ける対策を講じること。
- ④ 送迎バス・寄り場・ロッカールームの消毒・換気を徹底すること
- ⑤ その他、政府対策本部や国土交通省、厚生労働省など関係行政が提示する安全対策を現場実態に合わせて実施すること。

(2) 港湾作業に当たって、船員・本船側から「マスク着用・体温検査をしないと乗船拒否」、或いは、本船タリールームなどへの出入り拒否というケースが散見されるので、船舶代理店や元請事業者を通じて、本船サイドと事前に調整して作業を円滑に行えるよう措置すること。

(3) 感染拡大に対する港湾労働者の不安等への対策について

① 感染拡大が深刻化する中で、港湾労働者自ら「体調不良や健康を理由に休みたい」と言い出せない雰囲気が醸成されつつある。感染拡大防止の観点から、「体調を報告し、気兼ねなく休める」環境を作るよう、業界としての措置を、加盟店社に周知・徹底すること。

② 発熱・倦怠感など、感染の恐れがある場合は直ちに休業措置とし、通院・検査する体制を作り、検査できる病院の照会も含めた内部の対策マニュアルを徹底するよう周知すること。

③ 通院や、万が一、「自宅療養」・「隔離」・「入院」とならざるを得ない場合は、次の措置をとること。

イ、このための休業には、現行の有給休暇や病欠制度などとは別に「特別有給休暇」の制度を設けて、躊躇なく休業できる環境を整えること。

ロ、その場合の賃金は「過去3ヶ月の残業代を含む賃金総額の平均額」を補償すること。

(4) これらを実施するために、元請事業者は次の措置を講じること

- ① 「通院」「特別休暇」等により、労務提供に不安定さが生じても、関係専業・検査・関連事業者に強行荷役や不安全な作業を強制しないよう、船社に注意喚起を徹底するとともに、元請事業者として、港運の安全第一に資するよう責任を果たすこと。
- ② 休業補償について、「特別有給休暇」、「適切な賃金補償」等の措置を行う関係専業・検査・関連事業者に対して、補償措置を講ずること。
- ③ したがって、「過去3ヶ月の残業手当を含む賃金総額の平均額」の補償を元請け責任として実施すること。

(5) 感染不安、濃厚接触を意識してのコミュニケーション不足などによるストレスが強く懸念される。これを打開する意味でも、20春闘産別要求や個別賃上げ要求に誠意ある回答を準備し、しかるべき時期に回答すること。

2. 港運労使として、行政等に要請すべき対策について

- (1) マスク・消毒液など感染予防用品の確保、港運事業への特例的配布を要請すること。
- (2) 厚生労働省に対して、船員の着岸検疫について「無線検疫」ではなく、実効性のある検疫を実施するよう要請すること。
- (3) 国土交通省に対して、本船において港湾労働者が出入りし、通行する場所等の消毒の徹底等により感染防止を図ることを船社に指導するよう要請すること。
- (4) 事業見通しの困難さを克服するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を要請すること。
- (5) その他、港運労使において協議し合意を得た政府への申し入れ事項について、要請の取り組みを続けること。

以上

＜添付＞

新型コロナウイルス感染拡大・防止に関する「不安・要望」等の意見集約(4/17現在)